

「ひょうご子育て応援の店」ホームページに係るバナー広告の取扱い要領

<趣旨>

- 1 「ひょうご子育て応援の店」の協賛店舗登録のインセンティブとするとともに、パスポート会員の拡大を図るため、ホームページに掲載するバナー広告について以下のとおり取扱うこととする。

<掲載の申込み>

- 2 バナー広告の掲載を希望する者(以下、広告主)は、次に掲げる項目全てについて了承したうえで、別紙(様式1)により県に広告バナーの掲載を申込みものとする。
 - (1) 「ひょうご子育て応援の店」への協賛店舗として登録すること。
 - (2) 相互リンク等により広告主のHPにおいて「ひょうご子育て応援の店」事業の広報を実施すること。
 - (3) 掲載用広告バナーを用意すること。
 - ①サイズ：縦40×横310ピクセル
 - ②容量：15KB以下
 - ③形式：JPEG又はGIFファイル
 - ④その他：静止画像に限る
 - (4) バナー広告掲載の位置・期間については、通知なく変更することがあること。
 - (5) 広告主は、バナー広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他バナー広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うこと。
 - (6) 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないこと。

<掲載の決定・取り消し>

- 3 広告主より広告バナー掲載の申込みがあった場合は、県はこの要領に定める各項目により審査を行い、これを承諾するものとする。
- 4 バナー広告欄の枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、審査順に掲載することとする。
- 5 この要領に反することが明らかになった場合は、県は掲載の決定を取り消すことができる。

<広告の範囲>

- 6 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) 求人広告に関するもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (11) 貸金業に関するもの
- (12) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

<バナー広告の掲載期間>

- 7 バナー広告を掲載する期間は、原則として掲載から 1 か月とする。ただし、掲載欄に空きがある場合で、複数月の広告掲載希望の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

<バナー広告掲載料>

- 8 バナー広告の掲載料は無料とする。

<その他>

- 9 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県の判断に従うものとする。

<附則>

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

別紙(様式1)

「ひょうご子育て応援の店」バナー広告掲載申請書

以下のとおり、バナー広告の掲載を希望します。

協賛店舗名	
担当者部署・氏名	
連絡先	TEL :
	E-mail :
掲載希望月	年 月 ~
継続掲載の希望	※バナー広告枠に空きがある場合に継続掲載を希望するか。 希望する ・ 希望しない
リンク先 URL	
備考	